

令和3年12月6日
庁舎整備担当部

世田谷区本庁舎等整備工事の契約変更について

1. 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事については、本年5月に工事請負契約を締結し、7月より本格的に工事着手している。このたび、工事請負契約の相手方に対して、工事進捗に応じた今年度分の支払いを行うにあたり、現時点で生じた変更内容を反映した工事請負契約を締結する必要があるため、内容について報告する。

2. 概要

(1) 相手方

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
大成建設株式会社東京支店 代表者 奥畑 浩一郎

(2) 契約金額 36,410,000,000円
変更金額 約36,610,000,000円 ※計数調整中

(3) 工期

令和9年10月15日（変更なし）

3. 変更理由

(1) 公共工事設計労務単価に係る特例措置による変更（約1,72億円増）

令和3年3月に公表された新労務単価への変更について、相手方から協議の申し出があり、特例措置に基づき、新労務単価による工事費に変更する。

<特例措置とは>

国が毎年、公表している公共工事の積算に用いる設計労務単価について、旧設計労務単価で積算した対象工事（本年3月1日以降に契約した工事で、旧単価を用いて積算したもの）を、新労務単価による金額に変更できることを定める措置

(2) アスベスト撤去費の追加（約1,500万円増）

施設運営への影響や漏水の危険性を考慮し、設計段階では事前調査を行わなかった箇所について、工事着手後に調査を行った結果、アスベスト含有が認められた為、当該箇所のアスベスト撤去工事費を追加する。

（追加箇所：区民会館集会室棟及び楽屋棟の屋上防水、区民会館ホール天井）

(3) 電話、通信線の切り回し等の追加（約1,300万円増）

解体工事に着手後、内装等の先行撤去を行い、隠蔽されていた部分の配線・配管等の調査を行った結果、既存庁舎の機能維持のために電話、通信線等の切り回しが必要であることが判明した為、当該箇所の配線工事費等を追加する。

4. 今後の予定

令和3年12月下旬	専決処分、変更契約の締結
令和4年2月	専決処分の報告（区議会第1回定例会）